

Title	京都梅ヶ畑の御入木山に関する一考察
Author(s)	田口, 標; 松下, 幸司
Citation	生物資源経済研究 (2013), 18: 158-141
Issue Date	2013-03-25
URL	http://hdl.handle.net/2433/173170
Right	
Type	Departmental Bulletin Paper
Textversion	publisher

京都梅ヶ畑の御入木山に関する一考察

田口 標・松下幸司

一、はじめに

現在の京都市右京区梅ヶ畑は、近世以前より禁裏との関係が深い地区として知られている。木材等の林産物献上、薪炭の調達などを古くから勤め、村人は供御役、供御人などと称された。近世以後も梅ヶ畑四ヶ村（平岡村、善妙寺村、中島村、一ノ瀬村）による供御役は続くことになる。この梅ヶ畑地区は山間地域であり、近世には林業が生業の中心を占めていたことが指摘されてきた（『史料京都の歴史 右京区』）。しかし、禁裏への調進物としての林産物は知られているが、近世における木材生産、森林経営の内容についてはほとんど検討されて来なかった。木材や薪炭は禁裏への調進の目的だけで生産されたのではなく、それは生産活動のごく一部であつたはずである。

江戸時代、幕府の御入木山代官であつた木村宗右衛門が京都において支配していた御入木山は、現在の京都市左京区大原、同鹿ヶ谷、京都市右京区の梅ヶ畑にあつたことがわかっている。¹木村宗右衛門への運上である黒木上納の対象となる山林は御入木山と呼ばれており、『京都御役所向大概覚書上巻』²より毎年の黒木上納

把数をみると、大原が二二、〇〇〇把、梅ヶ畑が一〇、〇九〇把、鹿ヶ谷が一、〇〇五把の計二三、〇九五把となっている。このように、梅ヶ畑は大原と並び、木村宗右衛門にとって大きな黒木上納地区であつた。つまり、近世における梅ヶ畑の木材生産、森林経営を知る上で、木村宗右衛門支配の御入木山は重要な手がかりと考えることができる。

同じ御入木山があつた大原における研究より、御入木山には御用木と呼ばれる有用木が指定されていたことがわかっている。木村宗右衛門は不定期ではあるが現地を巡回し、適宜、御入木山及び御用木の状況を報告させていた。この種の報告を中心とする梅ヶ畑の御入木山関連史料が高山寺文書、一ノ瀬村共有文書、日下部大助家文書に残っている。確認することができた文書は梅ヶ畑四ヶ村を対象とするものと、梅ヶ畑の中心と考えられる一ノ瀬村を対象とするものがあり、本論文では合わせて十三の文書を使用した。

本論文では、禁裏供御人の村として知られる梅ヶ畑の近世における木材生産、森林経営の一端を明らかにすることを目的に、禁裏への調進を含む山役全般、御入木山の管理、御用木の基準及び伐採に関する史料の概要及びその考察結果を示す。梅ヶ畑のかつ

ての生業が林業、林産物販売であったことは知られていたが、その実態を示すという点で本研究には意義があるものと考えられる。また、梅ヶ畑における御入木山代官木村宗右衛門の支配実態を部分的にせよ明らかにすることは、大原や鹿ヶ谷における御入木山の管理経営に関する研究にも寄与するものと考えられる。

二、梅ヶ畑の諸役

貞享四年（一六八七）に作成された「乍恐指上ヶ申口上之覚」という堀川因幡守宛の文書がある^③。差出人は記載されていないが、文中に「四ヶ村」とあること、「御運上之山役ハ、木村源之介様へ毎年上納仕事」とあることの二点から、梅ヶ畑四ヶ村の一村から出された文書と考えられる。「御年貢ハ梅尾様」とあることから、一ノ瀬村（梅尾山寺領）または善妙寺村（梅尾山寺領及び高雄山寺領）の何れかである。木村源之介は、御入木山代官木村宗右衛門のことである。この文書には、村に課せられていた諸役が記載されているが、山林に関連する興味深い記述が含まれている。

まず、「御運上の山役」という表現である。これは、木村宗右衛門支配の御入木山からの運上のことと考えられる。大原の文書では、主に「御運上銀」「御入木」などと記載されている。また、「御本所様之預山」と記されているが、御入木山を「預山」と呼んで

いたのであろうか。

次に、林産物関係の運上に、木村宗右衛門への「御運上之山役」と、小堀仁右衛門への「御運上竹」との二種類があることである。小堀仁右衛門家は京都代官を勤めた家で、この文書が作成された貞享四年は、小堀家最初の京都代官である小堀仁右衛門正憲（京都代官には延宝九年（一六八一）～元禄五年（一六九二）の時代である。

『京都御役所向大概覚書上巻』には、梅ヶ畑四ヶ村分として黒木一〇、〇九〇把となっている。当該箇所には、「右梅ヶ畑御入木之内音戸山壹ヶ所、此山之内壹万九千九百貳拾七坪之所、宝永五子年禁裏為御用地相渡り候ニ付、小堀仁右衛門支配ニ罷成候、此御用地之分黒木数三拾八把、此運上銀壹匁九分減申候、残而梅ヶ畑分黒木高壹万九拾把、此銀五百四匁五分毎年上納いたし候由」と記されている。要するに、宝永五年（一七〇八）、木村宗右衛門支配の御入木山の一部が小堀仁右衛門支配の禁裏御用地に移っている。この移動にあたり、御入木の把数が三八把減ったとしている。減少後の御入木把数一〇、〇九〇把に、減少分三八把を加えると、元は一〇、一二八把となるが、これは『梅ヶ畑村誌』に記載されている元禄十一年（一六九八）の御入木把数とも一致する。この貞享四年（一六八七）の史料に出てくる小堀氏への御運上竹は、禁裏御用地からの黒木運上とは別に、それ以前から小堀氏に上納されていたことになる。

ここ梅ヶ畑は禁裏御用としての調進を行ってきた場所として

知られている。『史料京都の歴史 右京区』^④には、梅ヶ畑四ヶ村供御人から禁裏御用として菊亭家への調進内容に関する明和八年（一七七二）の史料が掲載されているが、より古い延宝六年（一六七八）の史料が高山寺文書にあった。ここには、「一、五月三日ニ菖蒲之御湯、御かり屋之柱式荷木数拾式本、御屋ねのふき草式束、御柴壹荷束数式束、指上ヶ申候、但シ御柱・御ふき草ハ村之廻り役ニ上申候」「一、七月五日ニ御柴壹荷束数式束指上申候」「一、極月廿日ニ黒木壹荷把数式拾把并し、の口と申松割木壹荷束数式束指上ヶ申候」と記されている。木村家への「山役」、小堀家への「御運上竹」とは別に、菊亭家に、季節ごとに様々な林産物を納めていることがわかる。具体的には、五月の節句には菖蒲を、七夕には柴を、年末には黒木二〇把を納めている。木村家御運上の黒木は銀納であったが、菊亭家には年末に黒木を現物で納めている。なお、『京都市の地名』（平凡社、一九七九）に、明和八年（一七七二）の明細が載っているが、黒木は二五束となっている。約百年の間に、黒木の把数が五把増加したことになる。

以上の通り、ここ梅ヶ畑では、木村宗右衛門支配の御入木山、小堀仁右衛門への「御運上竹」、菊亭家への林産物上納の何れもがみられる。

さて、御入木山の仕組みはいつ頃から始まったものであろうか。安政三年（一八五六）に作成された一之瀬村所蔵史料の目録（高山寺文書）をみると、最も古い御入木山関連史料は延宝七年（一六七九）の「絵図 四ヶ村入木山」となっている。この入木

山絵図の裏書き部分だけは日下部大助家文書に残っている。後述するように、山林保護に関する延宝四年（一六七六）の文書も残っている。以上のことから、遅くとも延宝期には梅ヶ畑に御入木山があったことが史料の上から確認できる^⑤。なお、木村宗右衛門による御入木山支配が終わった後の明治四年（一八七二）に作成された明細書（一ノ瀬村共有文書）によると、御入木山は三一五ヶ所、「御林山」は梅尾山領に三ヶ所、槇尾山境内山に三ヶ所となっている。

梅ヶ畑はこのように林産物生産に深い関わりのある地域であり、伐採仕事に関わる者も多くいたものと思われる。一ノ瀬村共有文書には、弘化四年（一八四七）にまとめられた柚印札に関する一連の文書が残っている^⑥。梅ヶ畑四ヶ村の柚業については、場所を限定した上で、次に示すような柚印札を持参して仕事を行う



（注）一ノ瀬村共有文書

取り決めが行われていた。京都近郊の柚業を支配していた中井岡次郎の支配には入らないこととされた。柚印札には中井岡次郎より裏書きが記され、その様式も決まっていた。印札は宝暦九年（一七五九）に五八枚受け取っている。

三、御入木山における山林保護策

大原における文書を検討した結果、木村宗右衛門は代替わりの際に支配地の巡検を行っていたことがわかっている。一ノ瀬村共有文書には、嘉永七年（一八五四）二月の梅ヶ畑の御入木山巡視の日程表、同年に行われた梅ヶ畑一之瀬村の御用木調べの結果が残っている。同年には大原の御入木山の巡視も行われている。嘉永七年の御用木調べの結果については後述する。嘉永七年の梅ヶ畑巡視日程（抜粋）は以下の通りである。

〔表紙〕
「嘉永七年寅二月

御入木山御見分御道筋積り帳

	城州葛野郡
	梅ヶ畑郷四ヶ村
木村宗右衛門様御代替りニ付	庄屋 甚五郎
御用木御見分之節、村々手控いたし	庄屋 宗兵衛

御案内可仕候、仍之写置候、
庄屋 庄兵衛

庄屋 与右衛門

御入木山御見分道筋積り書

壹番、御見分所、

一、北野敦賀屋迄御案内罷出可申候、

敦賀屋より字音戸谷山迄、凡壹里余、

此所ニ而御用木、松五本御座候、

一、字音戸谷中寫村楓屋伝左衛門迄、凡壹里余、

此所ニ而御宿奉差上候、

（中略）

五、是平岡村領、

一、黒木屋山より字火打岩谷迄、凡拾貳丁余、

此所ニ杉壱本、此般枯木〔今般〕之様子御座候、

一ノ枝迄三間、目通り五尺八寸 中寫村持主

作右衛門

六

一、字火打岩ニ而枯木松壱本

平岡村持主

一ノ枝迄四間半、目通り五尺三寸 太郎左衛門

(後略)

(注) 一ノ瀬村共有文書

木村宗右衛門の巡検の様子はずでに発表した大原の場合と大きな違いは見られない。但し、梅ヶ畑の巡視日程表について興味深い点は枯木に関する記載である。大原の例から見ても、御入木山の巡視では全ての御用木を見分するわけではない。梅ヶ畑の巡視では、枯木に関する記述が散見されるのが特徴である。目通り回り(外周)の記載のある枯木をみると、平均直径は五七センチであり、結構大きなスギやマツが巡視の際に枯木とされている。しかし、実態がどうであったかは検討の余地がある。

さて、梅ヶ畑に限らず京都近郊の山林は古くから繰り返し利用されてきており、様々な山林保護策が必要であった。延宝四年(一六七六)、前田安芸守(前田直勝、京都町奉行、第二代東町奉行)の名前で出された次のような山林保護に関する指示及び関連文書が高山寺文書にあり、木村惣右衛門の名前も出てくる。⁸⁾

山城国山々木の根をほり取候故、砂をし出し川下浅く成、洪水之節堤切候付而、山々に苗木を植、砂留仕候様に先年相触候得共、苗木植立不申由候、向後御検使可被遣候間、急度植立候様に山城・丹波・近江御領私領江茂可相触之由、今度從御老中被仰下候之条、存此趣堅可相守之旨可被申付候、以上、

前田安芸守

辰五月

右御書出之趣承届、堅可相守之者也、

木村惣右衛門

在御印判

梅ヶ畑之内

御入木山百姓

右今度從御公儀様御書出之趣承知仕奉畏候、御入木山之分先年より苗木を植立、木之根等一切ほり取申間敷旨御触渡し被成候得共、弥以向後村中として念入吟味仕、堅相守山々より砂をし出し不申候様ニ可仕旨被仰渡奉畏候、然上ハ御入木山百姓立合致吟味、立木すくなき所にハ、苗木を植立、勿論木之根等一切ほり取申間敷候、若違輩仕、山々より砂をし出し申様に仕候者、御見分之上如何様ニも曲事にも可被仰付候、其時一言之御訴訟申上間敷候、仍而村中山持連判仕、差上ヶ申候、以上、

延宝四年辰五月

梅ヶ畑之内

一之瀬村御入木山持

年寄

作右衛門(印)

同

仁兵衛(印)

御入木山御代官

木村惣右衛門殿

右之通、数度従御公儀様被仰付候處、別而此度前田安芸守様・

木村惣右衛門様兩御奉行様へ被仰出候、然上ハ此判形之者共
不殘承届申候、向後成程為損シ處ニ吟味仕、銘々ニ苗木ヲ植、

砂留可仕候、若致無沙汰砂とめ不仕候ハ、其山主ヲいかや
う共曲事ニ可被行候、其時一言之義申間敷候、仍而為後日之
連判如件、

御入木山年寄

延宝四年辰ノ五月廿二日

五左衛門 (印)	又右衛門 (印)	六左衛門 (印)
市左衛門 (印)	善左衛門 (印)	半右衛門 (印)
甚右衛門 (印)	清右衛門 (印)	与右衛門 (印)
仁助 (印)	与兵衛 (印)	作兵衛 (印)
三郎左衛門 (印)	次郎右衛門 (印)	六右衛門 (印)
喜兵衛 (印)	清兵衛 (印)	甚兵衛 (印)
佐助 (印)	徳左衛門 (印)	次郎左衛門 (印)
太郎左衛門 (印)	小左衛門 (印)	与三左衛門 (印)
彦左衛門 (印)	弥助 (印)	孫兵衛 (印)
新三郎 (印)	庄左衛門 (印)	

御入木山年寄

作右衛門殿

同

仁兵衛殿

参

(注) 高山寺文書

この文書は三つの文書からなるが、最初の文書は前田安芸守の
出した山林保護に関するお触れである。山城国で山林伐採が進み
土砂が河川に流出した結果、河川に土砂が貯まってしまい水害が
発生していることがまず書かれている。植林を行い、砂留を行う
よう指示したが、実行されていないとしている。そこで、今後は
植林するよう山城国・丹波国・近江国にお触れを出している。御
領私領とあることから、このお触れの対象は、幕府が管轄する山
林に限らず三国の山林全域と考えられ、御入木山にも及んだもの
と考えられる。この指示に対して、御入木山代官の木村惣右衛門
および御入木山のあった梅ヶ畑の御入木山百姓が「堅可相守者也」
と回答している。

この文書中には、「今度従御老中被仰下候之条」とある。つま
り、この文書の前提となった別の文書があったわけであるが、そ
れは、この文書が書かれた延宝四年（一六七六）の一〇年前にあ
たる寛文六年（一六六六）の「諸国山川掟」を指すのではないか
と考えられる。この公儀御法度は、久世広之・稲葉正則・阿部忠
秋・酒井忠清の四老中連名で出されており、「従御老中」と符合

する。「諸国山川掟」には「来年御検使被遣」とあるが、高山寺文書に含まれる史料では「向後御検使可被遣候間」となっている。「御検使」を遣わすという点も符合している。

二番目の文書は、梅ヶ畑の一之瀬村の御入木山年寄から御入木山代官木村惣右衛門あてに出された文書である。御入木山では植林を行っており、樹根の掘り出し等もしないよう周知しているとしている。また、御入木山から砂を出さないようにとの指示も了承していることや、立木密度の低い箇所には補植し、樹根の掘り取りもしないことも述べている。

山林からの恵みを継続させるために必要なことは、林地を林地として継続的に利用できる状態にしておくことである。そのためには、樹根の掘り取りを止めること、すなわち林床を適切な環境に維持することが大切である。萌芽更新による山林経営の場合は、根こそぎ採ってしまわないことが重要である。江戸時代、多くの地域でこのような樹根の掘り取り禁止令が出されたが、この文書もその一つである。山林経営において最も重要な原則は、伐つたら植えるというものである。立木密度の低いところに苗木を植えるところがあるが、林内では樹木のあまりない箇所が生じがちである。その原因は様々で、例えば、伐り過ぎという人為的理由による場合、何らかの災害による場合、自然的条件による場合などがある。原因が何であれ、立木密度の低いところに植林しようというのは、実践的な考え方である。

最後の文書は、御入木山百姓から御入木山年寄あてに出された

文書である。最初の二つの文書を受けて、御入木山にかかわる一之瀬村百姓二九名から、御入木山年寄二名に対して出されたものである。指示された内容はわかったもので、今後は「損し所」にそれぞれ苗木を植え、砂留するというものである。

以上の通り、山林保護に関する指示は、前田安芸守から木村惣右衛門へわたり、次に木村惣右衛門から一之瀬村御入木山年寄へと伝えられ、最後に御入木山年寄から御入木山百姓へと伝えられている。山林管理に関する様々な指示が同様のルートを経て行われていたのではないかと考えられる。

四、御用木の基準

御入木山内には御用木が定められ、御用木の台帳ともいうべき史料が作成されていたことは大原の御入木山に関する史料の検討結果からわかっているが、御用木の基準は不明であった。しかし、梅ヶ畑関連の文書の中に、御用木の大きさがわかる以下のような文書を見出した。

内容の説明に入る前に、使用する史料について少し説明を加えておきたい。この史料は元は二つの断簡からなる。一つは一ノ瀬村共有文書として保管されてきたもので後半部分が欠落しており、もう一つは高山寺文書として保管されてきたもので前半部分が欠落している。この二つの断簡は一つの文書の前半部分と後半

部分であると判断した。後半の冒頭部分が、紙の継ぎ目、つまり前半の左端と後半の右端にまたがっており、この箇所が決め手となり、両者は同一文書と考えられる。二つの断簡を繋ぎ合わせると次の通りである。

指上ケ申一札之事

一、山城国葛野郡梅ヶ畑村御入木山之儀、四ヶ村共ニ去ル貞享三年寅十月、從御公儀様間尺御定被成御用木御改被成候時分、間尺ニ合申木者不及申ニ御定間尺之以下ニ而も大キ成木一切伐採申間敷候様ニ急度被仰付候、依之ニ四ヶ村共ニ一札仕差上ケ置申候、然處去々未之年五月ニ一瀬村之者仁左衛門・長左衛門・太右衛門・庄左衛門・清十郎面々、村山之木ヲ伐採申候故、善妙寺村山持共大キ成木伐採候様ニ御奉行様江訴申上候ニ付、段々御吟味候之上御預ケ置被成、当四月同十月兩度御手代衆御見分ニ被下、四ヶ村庄屋年寄并木主其外山持共不殘被召出御詮議被成候処、御定之間尺ニ合不申、細々其上ふしゆかミ之有之悪木ニ而、御用立申木ニ而無御座候、此段毛頭無依怙鬘履、山持共へ不殘被仰付承知仕候、此度之儀ニ付万一不埒成儀申者御座候者、何時成共四ヶ村庄山持共罷出、此度御見分相違無御座候通、何方ニ而成共急度可申上候、惣而前々よりも大キ成木伐採申間敷様ニ每度被仰付候、近年被仰付候三間末口九寸之木者不及申ニ、九寸

以下之木ニ而も伐採山荒申間敷候、一瀬村善妙寺村立合山之儀先規之通可仕候、

右之通少ニ而も相背候者、如何様之曲事ニも可被仰付候、為後日四ヶ村連判一札指上ケ申所、仍而如件、

梅ヶ畑市瀬村

庄屋 徳左衛門

元禄六年酉十一月

年寄 清兵衛

同村山持不殘連判

善妙寺村

庄や 市郎兵衛

年寄 市介

同村山持不殘連判

証人平岡村

庄屋 清兵衛

年寄 市左衛門

証人中島村

庄屋 □兵衛

年寄 伝左衛門

山御奉行

木村源之助様

(注) 一ノ瀬村共有文書、高山寺文書

貞享三年（一六八六）の御用木改の際に何らかの基準が設けられたものと考えられる。基準以下のものについても大きな木は伐採しないよう命じられており、基本的に径級の太いものは伐採が禁じられていたと考えられる。一ノ瀬村の者による前々年の伐採は御用木の伐採に当たるのか否かが問題になったが、結局、基準より小さかったので問題なしと判断されたとなっている。興味深い記述は、「細々其上ふしゆかミ之有之悪木」という箇所である。径が細いだけでなく、節だらけのもの、曲がつており通直性に欠けるものは「悪木」であり、「御用立申」す木ではないとしている点である。

この文書が作成された元禄六年（一六九三）には、従来から命じられてきた大きな木というだけでなく、「三間末口九寸之木者不及申ニ、九寸以下之木ニ而も伐採山荒申間敷候」と具体的な数字が示されている。三間末口九寸の意味するところであるが、三間（約五・五メートル）の丸太をとったとき、小さい方の木口の直径が九寸（約二七センチメートル）ということを指しているものと思われる。樹木は上方ほど径が細くなることから、伐採される適当な長さに伐られた丸太の太さは小さな方の直径、すなわち末口の直径で示される。末口の直径を自乗し長さをかけることにより材積が近似的に求められるため、末口の直径と長さが重要となる。

五、御用木の伐採

御入木山には御用木が指定されているが、これは基本的に何らかの必要時に伐採された可能性が高い。一之瀬村の御用木に関する史料は、天保一五年（一八四四）、嘉永七年（一八五四）、慶応四年（一八六八）、明治二年（一八六九）の御用木調べが残っている（慶応四年は高山寺文書、その他は一ノ瀬村共有文書）。興味深いのは嘉永七年の史料で、御用木の伐採のために調査が行われている。そのため、御用木毎に伐出条件が記載されている。慶応四年と明治二年の御用木調査では、御用木の大きさに関する記述は全く同一である。従って、木村宗右衛門による御入木山支配終了時点の明治二年調査は、前年（慶応四年）の御用木調査結果を丸写しした可能性が高い。但し、持ち主に関する記述は明治二年調査の方が詳しい。以下では、嘉永七年と明治二年の御用木調べの史料を用いる。両史料の作成年の間隔は一五年間である。この二つの文書を比較することにより、御用木伐採後一五年経った時点で、御用木がどのようなようになっていたかを知ることができる。まず嘉永七年の史料を説明し、次に明治二年の史料を説明する。両史料を総合的に検討することにより、御用木について若干の考察を加えることとする。

(一) 嘉永七年の御用木

嘉永七年(二八五四)、木村宗右衛門の代替わりによる御入木山の巡検が行われ、御用木の伐採を目的に御用木一覽が作成された。全部で二一本の御用木に関する調査結果が示されており、御用木には「第一番」「第二番」のように、連続番号が付いている。この御用木一覽の最初と最後を示すと以下の通りである。

〔表紙〕
嘉永七年寅六月

御用木員数并間尺其外伐出被仰付候ハバ、丸木ニ而伐出哉、難所等有之差支候場所者致如何様ニ候哉、伐出出来候哉、居村御用木有之場所迄丁数共御尋ニ付、取調書上帳、

城州葛野郡

梅ヶ畑一ノ瀬村

字ハ向山之内離尾山 下

一ノ瀬村

第一番

惣長ヶ四間程

持主

一、松壺本

目通り貳尺八寸

文右衛門(印)

一ノ枝迄貳間半

一ノ瀬村立木場所迄凡拾五丁余、

此所ハ丸木ニ而貳間半ニ伐出出来申候、

「~~~~~」

(中略)

字同所 第廿一ばん

惣長五間程

目通り三尺三寸

一、杉壺本

一ノ枝迄貳間半

文右衛門(印)

「~~~~~」

同村立木場所迄前同断、

此木ハ一ノ枝迄貳間ノ間、丸木ニ而

「~~~~~」
伐出出来申候、

松合拾壺本

杉合四本

桧合六本

惣木数合貳拾壺本

右之通り相違無御座候、以上、

一ノ瀬村

嘉永七年

寅六月

庄屋

与左衛門

年寄

五左衛門(印)

村惣代

亀二郎(印)

木村宗右衛門様

御役所

(注) 一ノ瀬村共有文書

御用木一覧の第一行目には御用木の場所（字名）及び持主が記載されている。字名としては、「向山之内離尾山」が九本と最も多く、これに次ぐのは「谷山之内摺鉢谷山」の六本である。字名の下には「上」「中」「下」という表示が見られる。「上」は四本、「中」は六本、「下」は九本、判読困難なものと表示のないものがそれぞれ一本である。この「上」「中」「下」は何を意味しているのであろうか。「上」「中」「下」という表現は、通常、何らかの総合評価を示すものと思われるが、詳細は不明である。持主は延一一名が登場している。

次に記載されているのは御用木の樹種と本数である。本数は何れも一本である。全二一本の樹種別本数はマツが一本、スギが四本、ヒノキが六本である。いずれも針葉樹の用材である。マツが最も多くなっている。

樹種の下には「惣長ケ」「目通り」「一ノ枝迄」が記載されている。これらは御用木の大きさを示すものである。まず、「目通り」であるが、これは目の高さにおける樹木の外周の長さを示している。最小は二尺（ヒノキ）、最大は六尺五寸（マツ）である。これをセンチメートル単位の直径に換算すると、最小は一九センチ、最大は六三センチ、平均は三三センチとなる。

「一ノ枝迄」の長さが記載されている。「一ノ枝迄」が、根元から最初の枝までの長さを指すのか、最も大きな枝までの長さを指すのかはつきりしない。立木を伐採した後、通常は適当な長さに伐り分ける。この際、一番根元に近い部分が一本の立木のなかで

最も重要な部分である。通常は、この部分から最も太くて良質な丸太が採れる（一番丸太、元玉などと呼ぶ）。この部分が枝だらけなのと、枝がないのとでは大きな違いである。最小は一間半（二・七メートル）、最大は三間（五・四メートル）、平均は二・二間（三・九メートル）である。

「惣長ケ」という項目がある。「惣長ケ」は四間（七・二メートル）から六間（二〇・八メートル）の間で、平均は四・七間（八・五メートル）である。平均直径三三センチのマツ、スギ、ヒノキの平均樹高が八・五メートルということはないので、「惣長ケ」は樹高を示すものではない。「惣長ケ」は「一ノ枝迄」の長さより長く、その比率は一・六倍から三・三倍で、平均は二・二倍である。これは丸太として使える部分の長さであらうか。

当該樹木の所在箇所が一ノ瀬村との距離で示されている。最も近いもので一五町（一・六キロメートル）、最も遠いもので一里五丁（四・五キロメートル）、平均二四町（二・六キロメートル）である。距離の次には伐採木の出材方法が示されているが、樹木の所在箇所の問題がある場合は、「此所ハ：難所ニ而：」等と記され、どのような形で出材するかが具体的に述べられている。難所では丸太での出材が難しいとしている。

（二）明治二年の御用木

明治二年（一八六九）の御用木調べの形式は以下のように簡潔なものである。

〔表紙〕
明治貳年巳六月

御入木山御用木御改メ帳

城州葛野郡

梅ヶ畑一之瀬村扣

字八向山之内離尾山

一、松老本

目通り四尺三寸
一の枝迄四間

山持主
文右衛門（印）

（中略）

字者谷山之内黒木屋

一、杉老本

目通り四尺三寸
一の枝迄四間

山持主
文右衛門（印）

内 松合テ拾三本

本数合テ式拾壹本

杉合テ三本
松合テ五本

右木数并ニ寸尺等相改メ候処、少茂相違無御座候、以上、

城州葛野郡梅ヶ畑一之瀬村

庄屋 五左衛門（印）

明治二年巳六月日

年寄 善兵衛（印）

木村宗右衛門様

御役所様

右者木村惣右衛門様山御代官之儀、此度御免ニ相成候ニ付、持山根帳并ニ御用木帳等村方之控帳与引合シ致し、右帳面之通り京都府御役所江木村宗右衛門様御引渡しニ相成候間、以後之人々其心得ニ而御役可被務候事、為念書記し置候、

庄屋 五左衛門

（注）一之瀬村共有文書

既報の大原の御用木関連史料を参考にすると、この明治二年の形式が御用木調べの通常の形式と考えられる。すなわち、場所（字名）、持主、樹種、本数、「目通り」、「一ノ枝迄」の長さである。以下、先に示した嘉永七年の史料と比較しながら説明を加えていく。明治二年も嘉永七年同様に総本数は二一本である。

場所（字名）としては「向山之内離尾山」が九本と最も多く、これに次ぐのは「谷山之内摺鉢谷山」の四本である。この二つの山は嘉永七年でも多く見られ、それぞれ九本、六本であった。「足谷山」は嘉永七年の「芦谷山」に相当するものと考えられる。「向山之内緩くど山」は、明治二年にのみ登場する。二一本という総数は変わらないが、必ずしも同じ場所というわけではない。持主

は延一〇名が登場する。一〇名中六名は嘉永七年と同じ名前である。二二本中一三本については、持主に変化がない。持主に変更があった残りの八本のうち七本は嘉永七年の持主の株名義となっており、照合可能である。一本のみ、嘉永七年の持主と明治二年の持主との関係が不明である。

樹種別本数をみると、マツが一三本、スギが三本、ヒノキが五本である。嘉永七年と比べると、スギとヒノキがそれぞれ一本ずつ減り、マツが二本増えているが、マツが中心である点は共通している。

「目通り」は目の高さの外周の長さで、最小は二尺四寸（マツ）、最大は六尺七寸（マツ）である。これを直径でセンチメートル単位に換算すると、最小は二三センチ、最大は六五センチ、平均は三七センチとなる。嘉永七年の平均直径三三センチと比較すると、太くなっている。

「一ノ枝迄」の長さは、最小が一丈（三メートル）、最大が四間（七・二メートル）、平均が二・七間（四・八メートル）である。嘉永七年には、平均が二・二間（三・九メートル）であったので、これも長くなっている。

(三) 伐採木と継続木

以上見てきた嘉永七年（一八五四）の御用木調べと明治二年（一八六九）の御用木調べを比較することにより、伐採木の検討を行う。嘉永七年の御用木調べには連続番号が付いていたが、明

治二年には付いていない。しかし、両史料を比較検討した結果、両年の御用木の配列順序は同じと判断した。比較の結果、伐採後に新たに提供される御用木は、伐採された御用木の位置に記載されていることがわかった。従って、両年の御用木を比較することが可能である。

ここで、場所、樹種、「目通り」の直径、「一ノ枝迄」の長さ、持主に関する情報のみで嘉永七年の御用木と明治二年の御用木の対応関係を定めることができるとする。具体的には、①場所が同じである、②樹種が同じである、③「目通り」の直径が等しいか大きくなっている、④「一ノ枝迄」の長さが等しいか大きくなっている、⑤持主が同じ、または何らかの照合が可能である、という五つの条件全てを満たしている場合は、嘉永七年から明治二年までの間、伐採されなかったとみなし、以下、これを継続木と呼ぶ。また、この五つの条件を一つでも満たさないものを伐採木とみなす。但し、嘉永七年調査の直後に伐られたとは限らず、少し経ってから切られたり、何らかの原因で枯れたり、用材としての利用が困難になったりしたのかも知れないが、両年の史料のみからは判断することができない。

伐採木を一本ずつ具体的に検討してみよう。第二番（嘉永七年の番号、以下同様）では、直径も「一ノ枝迄」の長さも小さくなっている。場所、樹種、持主が同じであることから、伐採後に、同一場所で伐採木より小さな同一樹種の木が御用木として用意されたと考えられる。第七番は持主以外の条件は全て満たしている。

明治二年の持主で一本のみ嘉永七年の持主と照合できないことを指摘したが、これが第七番である。直径は二八センチから五一センチと伸びているが、一五年間の成長としては他の御用木と比較して大き過ぎると考えられる。従って、伐採木より大きな樹木が新たに御用木に選ばれたのではないかと考えられる。第一四番から第一六番の三本は、直径が小さくなっており、伐採木と判断した。特に、第一五番と第一六番は場所と樹種も異なっている。伐採後には、異なる場所の異なる樹種のもが御用木になっている。以上の通り、嘉永七年の第二番、第七番、第一四番、第一六番の計五本が伐採木と考えられる。

伐採木が五本なので、伐採されなかった継続木は一六本である。以下、伐採木と継続木について比較を試みたい。

樹種別に伐採本数をみてみよう。マツは一一本中三本が、スギは四本中一本が、ヒノキは六本中一本が伐採された。従って、伐採率は、マツが二七%、スギが二五%、ヒノキが一七%である。何れの樹種についても、伐採率は三割未満である。

「目通り」直径の平均は、伐採木で三八センチ、継続木で三一センチとなっており、太いものばかりを伐採しているわけではないことがわかる。樹種別にみると、マツは伐採木で四五センチ、継続木で三六センチ、スギは伐採木で二八センチ、継続木で三〇センチ、ヒノキは伐採木で二五センチ、継続木で二四センチである。全二一本の中には特に太いものとして、直径が六三センチと六二センチのマツ二本があるが、六三センチのマツは伐採し、

六二センチのマツは残している。

「一ノ枝迄」の長さの平均は、伐採木で三・八メートル、継続木で四・〇メートルである。搬出に関連し、「難所」の表示があるものが七本あるが、このうち三本を伐採している。難所を避けて伐採しているわけではない。

以上より、伐採木は特定の樹種に偏らないよう、大きな樹木ばかりとならないよう、難所も含めて選ばれている。伐採木は御用木全体からバランスよく選ばれている可能性が高い。

(四) 御用木制度

両年の御用木史料より分かったことをまとめておきたい。

まず、御用木は伐採の対象であるという点がはっきりした。大原の御入木山・御用木に関する史料では伐採との関係が明確になっただけでなかった。わざわざ御用木を定め、不定期ではあるが巡検まで行う以上、必要な時に伐採したであろうことは容易に想像されるが、嘉永七年の御用木史料より、実際に伐採が行われていたことがわかる。代替わり時の御用木調べでは基本的事項のみを調べているが、伐採時には、「惣長ケ」、村からの距離、難所か否か、出材方法を調べている。これらは何れも伐採及び伐採木の搬出に必須の情報である。

御用木全部を伐採するわけではないことも重要である。御用木調査は全二一本を対象に行っているが、実際に伐採されたのは五本、比率で二四%である。伐採木にはマツ、スギ、ヒノキが含ま

れ、直径は太いものばかりではない。搬出面においても、難所もあればそうでないところもある。偶然の要素または御用木調べに記載されていない要因があるのかも知れないが、伐採木は意識的に分散されているように感じる。この点については一回限りの伐採から結論付けることはできない。

御用木の本数が変わらないということは、伐採後に代わりの樹木が新たに御用木に選ばれるためである。大原の場合、伐採に限らず枯死等により御用木がなくなつた時には新たに補充される⁽¹⁾。補充される御用木は、細すぎたり若すぎたりする樹木は避けられたものと考えられる⁽²⁾。なぜならば、用材としての伐採可能性を考へる必要があるからである。また、村としても、枯死せず将来の成長が確実視されるものを選ぶ必要があるからである。伐採後にそれなりの太さのものを新たに指定するということは、御入木山にあるマツ、スギ、ヒノキの用材適木全てが御用木だつたわけではないということである。逆に、御用木さえ維持すれば、あとは持主が全部自由に伐採可能というわけでもないといえる。なぜならば、伐採後に適当なものを新たな御用木として提供する必要があつたからである。

以上の通り、一ノ瀬村には二一本の針葉樹の御用木が用意されていたと考えられる。二一本という一見少なく見えるが、これは伐採木の候補が二一本なのである。伐つた後には代わりのものが御用木に加わる。伐つても伐つても常に二一本なのであつて、御用木の適木が二一本しかないのではない点が重要である。村と

しては、御用木の二一本以外にマツ、スギ、ヒノキの用材適木もある程度残しておく必要があつたと考えられる。一方、伐採木は御用木のなかからバランスよく選ばれていた。大径木や特定の樹種を全部伐採してしまうと、伐採後に同等の御用木が確保できないかも知れない。搬出が容易な場所の御用木ばかりを伐採すると、難所ばかりが残ってしまう。こうして、それなりのバランスを考へた伐採が行われたのではないだろうか。御入木山のマツ、スギ、ヒノキは、一定本数の御用木指定という仕組みを通して育成、維持されたといえるのではないだろうか。

六、おわりに

木村宗右衛門は京都市の大原、梅ヶ畑、鹿ヶ谷の御入木山を支配してきた。大原と梅ヶ畑では森林の状況、伐採・管理の状況が異なる可能性もあるが、両地域の史料を検討することで御入木山制度、御用木制度の解明が進んだように思われる。特筆すべき点は以下の点と考える。

木村宗右衛門による御入木山管理全般については、大原における史料でもかなり把握できていた。梅ヶ畑の史料により、「諸国山川掟」に関連して、御入木山代官木村宗右衛門、御入木山年寄、御入木山百姓間の命令伝達の様子を史料により確認することができた。御入木山管理にかかわる様々な指示が同様に行われていた

のではないかと推察される。

御用木の基準は貞享三年（一六八六）と江戸時代の比較的早い時期にすでに基準らしきものが出されていたことがわかった。基準以下であっても、大きな木は伐採しないよう指示されている。大原での史料では御用木の伐採状況ははっきりしなかったが、梅ヶ畑では伐採の概要を知ることができた。これは伐採のための御用木調査が行われ、その一五年後に木村宗右衛門による御入木山支配が終わったため、一五年間という伐採活動を把握するのにちょうどよい二時点での御用木調査結果が揃っていたことが大きい。この期間が余りに長いと、持ち主が変わり御用木の照合が困難になったり、御用木の枯死が発生したりするため、伐採状況の把握が困難になる。伐採木は御用木全体からある程度バランスよく選ばれるということ、伐採後は同じ本数だけ補充されることがわかった。

梅ヶ畑については供御人による禁裏御料への季節毎の林産物調進がよく知られてきたが、木村宗右衛門支配御入木山にかかわる黒木上納、御入木山内の御用木の伐採、小堀仁右衛門への御運上竹があることがわかった。また、梅ヶ畑の杣業については特別な鑑札が与えられていた。御入木山・御用木以外の林産物生産及び杣業については稿を改めて検討したい。

付記

本報告で使用した史料は何れも京都市歴史資料館の写真帳による。釈文及

ひその解説の一部は、『文化・大原』（大原古文書研究会発行）に掲載した。史料の翻刻にあたっては、大原古文書研究会の上田寿一氏にお世話になった。ここに記して厚く御礼申し上げる。

注

- (1) 田口標ほか『生物資源経済研究』第一四号（二〇〇九年）、第一五号（二〇一〇年）、第一六号（二〇一一年）。
- (2) 『京都御役所向大概覚書上巻』清文堂、三二五頁、一九七三年。
- (3) 『史料京都の歴史第一四巻右京区』（平凡社、一九九四年）の三九二―三九三頁の史料番号七〇に釈文が掲載されている。
- (4) 『史料京都の歴史第一四巻右京区』（平凡社、一九九四年）の三九六頁の史料番号七七を参照のこと。
- (5) 寛政三年（七九一）の「先祖書」では初代の木村宗右衛門の項目に「城州鹿ヶ谷大原梅ヶ畑御入木山支配」との記述がある（田口標ほか『生物資源経済研究』第一四号、二〇〇九年、史料一六）。また、『梅ヶ畑村史』（一九三三年）には「御用木調進の命を拝受したこともある」とし、天文九年（一五四〇）の文書によるとしている。この一文は「梅ヶ畑供御人の公役、調進」に関する説明中、五月、七月、十二月の調進内容の後に記載されており、木村宗右衛門支配の御入木山にある御用木のことでないのではないかと考えられる。しかし、『京都市の地名（日本歴史地名大系第二七巻）』（平凡社、一九七九年、一〇五四頁）には、「調進木を育てる御入木山については黒木一万二八束運上を負担した」とあることから、天文九年（一五四〇）の調進木と御入木山には関係があるのかも知れない。このあたりの説明は今後の課題としたい。弘化四年（一八四七）の史料の一部については、『史料京都の歴史第一四巻右京区』（平凡社、一九九四年）の三九四―三九六頁に史料番号七六「梅ヶ畑四か村の五十八人に印札を下し近郷の杣働きを許可する。」という見出しとともに釈文が掲載されている。
- (6)

- (7) 田口標ほか『生物資源経済研究』第一四号(二〇〇九年)の一六〇、一六七頁の史料二及び史料一三。
- (8) この延宝四年(一六七六)の一連の文書のうち最初の二つについては、釈文が『史料京都の歴史 第二四巻右京区』(平凡社、一九九四年)の三九〇頁に「一ノ瀬村の入木山年寄らが砂防のための植林を行う。」という見出しとともに掲載されている。
- (9) 嘉永七年(一八五四)の梅ヶ畑四ヶ村の巡検時には、第二〇番と第二一番の御用木を見分している。
- (10) 第三番の御用木は、継続木と判断する五つの条件を全て満たしている。但し、直径も「一ノ枝迄」の長さも、両年とも同じ値となっている。当該木が正常な成長経路を辿っている場合、十五年間に直径成長がまったく見られないというのは不自然であるが、ここでは継続木として扱った。
- (11) 大原の文書に、「御用木枯し候哉又ハ外之事^三而事出来候入用者郷中へ割付候由、其普議定有之由也」と記されたものがある(作成年不詳)。「生物資源経済研究」第一五号、一一五頁、二〇一〇年。
- (12) 明治二年(一八六九)の御用木調べから分かる直径の平均を、嘉永七年(一八五四)に伐採されなかったもの(継続木)と、嘉永七年の伐採後に提供された新たな御用木(新規御用木)とに分けて求めると、継続木が三八センチ、新規御用木が三三センチである。新規御用木は継続木より小さいものの、用材として利用可能な直径に達したものである。
- (13) 大原古文書研究会発行『文化・大原』第七三号(二〇一一年)、第七五号(二〇一一年)、第一〇〇号(二〇一二年)、第一〇五号(二〇一二年)。

(田口 標 京都大学農学研究科生物資源経済学専攻
松下 幸司 京都大学農学研究科森林科学専攻)

(受理日 二〇一三年一月十一日)

Kozue TAGUCHI and Koji MATSUSHITA : An analysis of forest management of *Gonyubokuyama* in Umegahata, Kyoto, Japan

Umegahata is located in the northwest part of Kyoto City. It is a well-known mountainous area that is known as a historical site. Logs, firewood, and fuelwood had been produced in Umegahata and used in the Imperial Palace since medieval times. This special connection to the Imperial Palace continued during the Edo Period. The forest governed by Kimura Sohemon, *Gonyubokuyama*, was located in Umegahata, Ohara, and Shishigatani, all in Kyoto City. The historical documents on *Gonyubokuyama* in Ohara have already been published. In this paper, the forest management by Kimura Sohemon, the magistrate of *Gonyubokuyama*, was analyzed, based on 13 historical documents, obtained from the archives managed by the Kyoto City History Museum. Five of these documents relate to Umegahata, and the remaining eight pertain to Ichinose-mura, the central village of Umegahata.

Residents of Umegahata had several public duties other than the tribute of forest products to the Imperial Palace. These duties included dues relating to *Gonyubokuyama*. The tribute to the Imperial Palace was conducted thrice every year in the months of May, July, and December. *Gonyubokuyama* already existed in Umegahata in 1676 at the latest. The number of forest sites under the *Gonyubokuyama* system was 315 in 1869. The forestry workers of Umegahata had special permission for cutting activities within a limited area because the Umegahata forest was governed by Kimura Sohemon.

Kimura Sohemon and his staff inspected *Gonyubokuyama* infrequently, mainly at the time of the inheritance. Some trees that were suitable for use as building materials were specified as *Goyoboku*. The diameter of *Goyoboku* needed to be relatively large, and therefore at the time of cutting, big trees were generally set aside and left. During the inspections, dead trees among *Goyoboku* were also checked. In 1676, Kimura Sohemon ordered the representative farmers in Ichinose-mura to protect the forest, as directed by the Japanese feudal government. The forest protection law of the government prohibited the plucking of tree roots and also directed the planting of trees in places with low tree density.

Today, four documents relating to the investigation results on the *Goyoboku* in Ichinose-mura still remain. An investigation of the *Goyoboku* was conducted to prepare for tree cutting in 1854, and other one in 1869, when the forest management by Kimura Sohemon ended after the Meiji Restoration. Analysis of both documents revealed the following facts on *Goyoboku* in Ichinose-mura. The number of trees specified as *Goyoboku* was 21 in both investigations. Parts of these trees were cut between 1854 and 1869. The trees were selected for cutting considering the species balance, trunk diameter, and accessibility. Even after they were cut, the same number of trees were newly specified as *Goyoboku*. Hence, the total number of *Goyoboku* did not change in either investigation.